

デジタル共創拠点構想策定支援等業務 プロポーザル実施要領

真庭市総合政策部総合政策課

1. 業務概要

(1) 目的

真庭市では、地域課題の解決と住民のQOL向上を目的に、地域通貨「まにこいん」を核としたスーパーアプリ「まにあぶり」を構築し、生活利便性の向上を図ってきた。本業務では、地域の多様な主体が連携し、デジタル技術を活用して課題解決と価値創造を図る「デジタル共創拠点構想」の策定と、スーパーアプリ「まにあぶり」の都市OSとしての利活用による行政・産業・福祉等の高度化及び自走化する運営体制に向けた調査研究、さらにデジタルデバイド対策におけるeスポーツの活用可能性の調査研究を一体的に行うことを目的とする。

(2) 業務名

デジタル共創拠点構想策定支援等業務

(3) 業務内容

- ・デジタル共創拠点（機能）構想の策定支援
- ・『まにこいん・まにあぶり』を軸とした都市OSの利活用に関する調査研究
- ・eスポーツを活用したデジタルデバイド対策の実証

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年3月18日

2. 業務に要する費用(予定価格)

21,000,000円(税込み)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「団体」という。)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下

「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出してください。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができません。

① 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 会社の概要が分かるパンフレット等 1部

② 提出期限：令和7年8月21日(木)15時00分まで

③ 提出場所：真庭市役所総合政策部総合政策課

④ 提出方法：持参又は郵送によること。(郵送の場合は必着とする。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(2) 参加資格の確認等(公募型)

① 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年8月22日(金)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知します。併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請します。

ア 提出者に参加資格があると認めるとき 参加資格がある旨及び所定の期限までに企画提案書の提出を依頼する旨。

イ 提案者に参加資格がないと認めるとき 参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨。

② 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができます。

ア 提出期間：令和7年8月29日(金)まで

イ 提出場所：真庭市役所総合政策部総合政策課

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年8月8日(金)15時00分まで
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式2)により、電子メールにて提出してください。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
提出先：sogoseisaku(アットマーク)city.maniwa.lg.jp
- (3) 回答日：令和7年8月14日(木)
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

6. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式3) 原本1部
 - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部
 - ア 会社概要(様式4)
 - イ 技術者の概要(様式5)
 - ウ 業務実績調書(様式6)
 - エ 担当技術者調書(様式7)
 - オ 管理技術者の経歴及び実績等調書(様式8)
 - カ 再委託調書(様式9) ※再委託する場合のみ
 - キ 工程表(任意様式)
 - ク 企画提案書(任意様式)
下記内容を含む提案書を作成
 - A) 事業実施方針
 - B) スケジュール
 - C) 業務体制
 - D) 提案

※ア～クは、表紙・目次を除きA4用紙20枚までで提出すること（両面印刷で最大40ページまで可）

 - ケ 参考見積書(任意様式)
※注意事項 税抜き価格及び税込み価格の両方を明記し、明細を付けること。
- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限：令和7年9月1日(月)15時00分まで
 - ② 提出場所：真庭市役所総合政策部総合政策課
 - ③ 提出方法：持参又は郵送によること。
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査

し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和7年9月2日(火)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8(2)で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記8(4)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和7年9月9日(火)予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を郵送により通知します。

(4) プロポーザル選定結果等の公表

契約候補者を特定した場合は、速やかに市公式ホームページで情報を公表することとします。公表する内容は、全ての参加業者を明らかにし、契約候補者以外の得点が特定されないように配慮して得点を公表します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 勤務実績・技術者 15/100点
- (2) 企画提案書の内容・実施体制 35/100点
- (3) 参考見積書の評価 20/100点
- (4) ヒアリング等の内容（2次審査時） 30/100点

審査基準（予定）

審査項目	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1. 業務実績・技術者	15/100					
事業者の業務実績は十分か	5点	5	4	3	2	1
配置技術者は適正であるか	5点	5	4	3	2	1
技術力が十分あるか	5点	5	4	3	2	1
小計		/15				
2. 企画提案書の内容・実施体制	35/100					
業務に対する理解力があるか	5点	5	4	3	2	1

	業務に対する意欲が高いか	5点	5	4	3	2	1	
	十分な業務実施体制がとられているか	5点	5	4	3	2	1	
	動向・現状・課題が的確に把握されているか	5点	5	4	3	2	1	
	地域の状況を踏まえた提案であるか	5点	5	4	3	2	1	
	本市の特徴を捉え、専門的知識や経験に基づくアイデアや独創性が見られるか	5点	5	4	3	2	1	
	スケジュールは妥当か	5点	5	4	3	2	1	
小計								/40
3. 参考見積書		20/100						
価格評価		20点	満点(評価割合点)×(提案価格のうち最低価格÷提案価格) *小数点第2位以下切捨て					
小計								/20
4. プレゼンテーション・ヒアリング		30/100						
	提案に説得力があるか	10点	10	8	6	4	2	
	業務に対する意欲が感じられたか	10点	10	8	6	4	2	
	コミュニケーション能力があるか	10点	10	8	6	4	2	
小計								/30
合計								/100

注意：この審査基準表は(例)であり、審査項目・評価割合・評価点数等は適宜審査委員会で決定する。

9. 日程

公 示	令和7年8月 1日
質 問 受 付 締 切	令和7年8月 8日 15時まで
質 問 回 答	令和7年8月 14日(予定)
参加表明書の提出締切	令和7年8月 21日 15時まで
企画提案書等受付締切	令和7年9月 1日 15時まで
第 1 次 審 査	令和7年9月 2日(予定)
第 2 次 審 査	令和7年9月 9日(予定)
結 果 通 知	令和7年9月 11日(予定)
契 約 締 結	令和7年9月下旬(予定)
業 務 開 始	令和7年9月下旬(予定)

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が65点未満又は大項目に0点があるもの

11. 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

13. 担当部署(提出・問合せ先)

真庭市役所総合政策部総合政策課 担当：植木

真庭市久世2927番地2 TEL0867-42-1169

sogoseisaku(アットマーク)city.maniwa.lg.jp